

外国人漁業の規制に関する法律施行規則及び  
排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則  
の一部を改正する省令案の概要について

令和 6 年 12 月  
水産庁漁獲監理官

## 1 現行制度（外国人遊漁者によるまき餌づくり）

我が国の領海及び内水並びに排他的経済水域における外国人による漁業及び遊漁等については、軽易な水産動植物の採捕に該当するものを除き、原則として、禁止されている。

この軽易な水産動植物の採捕については、

- ・ 領海及び内水では、外国人漁業の規制に関する法律施行規則（昭和 42 年農林省令第 50 号）（以下「外規法施行規則」という。）
- ・ 排他的経済水域では、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則（平成 8 年農林水産省令第 33 号）（以下「漁業主権法施行規則」という。）

において具体的な漁具・漁法等が定められている。

その 1 つとして、「さおづくり又は手づくり（まき餌づくりを除く。）」が規定されており、外国人遊漁者によるまき餌づくりは一律に禁止されている。

## 2 改正の趣旨

近年、遊漁としてのまき餌づくりが一般的に広く定着し、全国の都道府県において漁業調整規則による一律禁止が見直されてきた中で、外国人に対してのみまき餌づくりの一律禁止を継続することは合理性に欠けることとなることから、外規法施行規則及び漁業主権法施行規則を改正し、外国人によるまき餌づくりの規制を緩和することとする。

## 3 改正の概要

- (1) 外規法施行規則については、同規則第 2 条に規定される軽易な水産動植物の採捕のうち、同条第 1 号について、「（まき餌づくりを除く。）」を削除することとする。
- (2) 漁業主権法施行規則については、同規則第 1 条に規定される軽易な水産動植物の採捕のうち、
  - ① 第 1 号の「さおづくり又は手づくり（まき餌づくりを除く。）による水産動植物の採捕」から「（まき餌づくりを除く。）」を削除するとともに、
  - ② 新たに第 2 号として「さおづくり又は手づくりのうちまき餌づくりによる水産動植物の採捕」を追加し、これについて、日本の国籍を有する漁業者（人に水産動植物の採捕をさせることを業とする者を含む。）の管理の下に日本船舶により行うものとする。

#### 4 施行期日

公布の日から施行する。